

浦幌町地域防災計画改定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

平成30年5月 北海道浦幌町

1 趣旨

この要項は、浦幌町地域防災計画改定支援業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浦幌町地域防災計画改定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的等

本業務は、災害対策基本法、国の防災基本計画、北海道地域防災計画その他の関連法令及び計画、平成28年の熊本地震や北海道豪雨災害などの各種災害による教訓等を踏まえ、浦幌町の地域特性などを把握した実行性の高い浦幌町地域防災計画（資料編を含む）に改定することを目的とするものである。

(3) 業務場所

本業務の業務場所は、浦幌町地内とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで。

(5) 業務内容

別紙「浦幌町地域防災計画改定支援業務仕様書」のとおり。

3 全体スケジュール

平成30年5月2日（水） 実施要項等の閲覧、配布及び浦幌町ホームページによる公表開始、質問書の受付開始

平成30年5月21日（月） 質問書の提出期限

平成30年5月23日（水） 参加表明書兼誓約書等の提出期限

平成30年5月25日（金） 参加資格確認結果通知

平成30年6月4日（月） 企画提案書の提出期限

平成30年6月8日（金） 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

平成30年6月中旬 契約手続き

4 提案上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては上記金額を超えないものとする。

5 選定方法

本業務は、公募により参加表明書兼誓約書を提出した事業者のうち、「6 参加資格」に定めるすべての要件を満たす事業者に企画提案書等の提出を求め、浦幌町において最適と認められる提案を行った事業者を受託候補者として選出する方法（公募型プロポーザル方式）による。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度浦幌町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、競争入札参加資格者指名停止要綱（平成10年浦幌町告示第1号）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）に該当しないこと。又は、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 他の提案事業者との関係が次のいずれにも該当しないこと。該当する場合は、該当する者のうち1者のみが提案できるものとする。
 - ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合
 - ④ その他①から③に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 過去5年間（平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間）に地方公共団体を相手方として本業務と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

7 提案者向け説明会

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない。

8 参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書兼誓約書等を提出するものとする。

- (1) 提出期限
平成30年5月23日（水）
- (2) 提出方法
持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。

- (3) 提出場所
「14 お問い合わせ先及び企画提案書の提出先」へ提出。
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書兼誓約書（様式第1号）
 - ② 同種・類似業務受注実績報告書（様式第2号）
- (5) 提出部数
1部
- (6) 参加資格確認結果の通知
平成30年5月25日（金）までに電子メール又はファクスで通知する。

9 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

- (1) 質問の内容
実施要項、仕様書、参加表明書兼誓約書及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、選定及び評価に関する質問は一切受け付けない。
- (2) 提出期限
平成30年5月21日（月）
- (3) 提出方法
持参（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、電子メール又はファクスにより提出を受け付けます。なお、電子メール又はファクスの場合は、電話連絡のうえ、送信してください。
- (4) 提出場所
「14 お問い合わせ先及び企画提案書の提出先」へ提出。
- (5) 提出書類
質問書（様式第3号）
- (6) 回答方法
質問者に直接又はファクス若しくは電子メールのいずれかの方法により回答します。質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると浦幌町が認めるものを除き、浦幌町のホームページでも公開します。

10 企画提案書等の提出

参加表明書兼誓約書等を提出し、要件を満たすものとして本プロポーザルへの参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案提出書兼誓約書（様式第4号）
 - ② 企画提案書
 - ・様式は、A4版で任意とする。
 - ・本業務の仕様書に基づき、基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。
 - ・選定基準No.3～9に対応した提案は必ず記載のこと。
 - ③ 法人等概要書（様式第5号）
 - ・直近の「財務諸表」を添付すること。

- ・参考資料として、企業パンフレット等を添付すること。
 - ④ 業務処理責任者・業務実施体制図予定書（様式第6号）
 - ・本業務を実施するにあたっての配置予定業務処理責任者と実施体制を記載すること。
 - ⑤ 工程表
 - ・様式は、A4版で任意とする。
 - ・本業務の工程を明らかにすること。
 - ・平成31年1月にパブリックコメント、同年2月に最終の防災会議で審議できるスケジュールで提案すること。
 - ⑥ 参考見積書（任意様式）
 - ・様式は、A4版で任意とするが、合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）のみでなく、見積内訳について可能な限り記載すること。
 - ・提案者が課税事業の場合は、見積書合計額の内、消費税及び地方消費税の額も分かるように記載すること。
- (2) 提出書類提出にあたっての注意事項
- ① 「(1) 提出書類」の番号順にまとめること。
 - ② 文字のサイズは、11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りでない。
 - ③ 様式指定のあるものについては、指定様式により作成すること。
 - ④ 様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数を頁の下中央に記載すること。
 - ⑤ 正本は左肩をクリップ留め（ホッチキスでは留めないで下さい）にする。副本は様式ごとにホッチキス留めの2穴長辺綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方により一つにまとめること。
 - ⑥ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
 - ⑦ 正本1部は、企画提案提出書兼誓約書（様式第4号）及び参考見積書に代表者印を押印したものとし、副本6部は代表者印を押印していないものを提出すること。
- (3) 提出期限
平成30年6月4日（月）午後5時15分
- (4) 提出部数
7部（正本1部、副本6部）
- (5) 提出方法
持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。
- (6) その他
提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

11 選定、評価及び選定

(1) 選定委員会の設置

浦幌町プロポーザル方式等に関する実施要領（平成24年浦幌町告示第64号）第6条に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定基準に基づき評価し、選定委員会委員全員の評価点の合計が最も高い企画提案を行った提案事業者を受託候補者として特定する。

ただし、提出された全ての提案が適格でないと判断した場合（評価点の合計が満点の10分の6を満たさない等）は、受託候補者を特定しない場合がある。

なお、評価点の合計が同じ場合は、抽選により受託候補者を決定する。

また、受託候補者への決定については、契約内容等の交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、不調となる。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時・場所等

提案資格に該当する場合、プレゼンテーションとヒアリングを実施する（スクリーン、プロジェクタ、プロジェクタ用ケーブル、電源は浦幌町が準備するが、その他必要な機器（パソコン等）については、各提案事業者が準備するものとする。）。

① 実施内容

企画提案説明に20分、質疑応答に20分とする。ただし、選定委員会委員から時間延長の指示があれば、時間延長をすることがある。

② 日時等

平成30年6月8日（金）時間未定 選定の具体的な日程等は、提案の受理後に改めて通知する。

(3) 選定基準

別添「浦幌町地域防災計画改定業務選定基準」のとおりとする。

(4) 選定結果の通知等

選定結果は、(1)による受託候補者の選定後、速やかに提案事業者へ文書で通知する。

12 契約の締結

(1) 契約者の決定

受託候補者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は6月末日までに契約が締結できるよう速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。

受託候補者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が受託候補者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された参考見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100とする（ただし、利子は付さない）。なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- ① 契約の相手方が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

13 提案に当たっての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、浦幌町が指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同一事業者が複数の提案を提出することができません。

(3) 企画提案書の再提出

提出された企画提案書は、誤字・脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再提出は、認められません。

(4) 企画提案書の公開等

提出された企画提案書の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、浦幌町は、選定結果の公表に必要な場合、その他浦幌町が必要と認める場合は、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、企画提案書は、理由の如何を問わず返却致しません。

なお、企画提案書は、浦幌町情報公開条例（平成13年浦幌町条例第19号）に基づき、公開することがあります。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とします。

(5) 提案に係る費用の負担に関する事項

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案事業者の負担とします。

(6) 提出書類の複製

提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製します。

(7) 参加辞退

参加表明書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出してください。

(8) その他

提案事業者は、企画提案書の提出をもって実施要項等の内容に同意したものとみ

なします。

14 お問い合わせ先及び企画提案書の提出先

浦幌町役場総務課管財防災係 辻・本間

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地 6

TEL 015-576-2111 / FAX 015-576-2519 / E-mail soumu@urahoro.jp

(別添)

浦幌町地域防災計画改定支援業務選定基準

1 選定基準等及び配点

選定基準等及び配点を次のとおり設定します。

No.	選定基準		評価基準	配点
1	企業概要	売上高・損益・業務実績	社会的な信頼度・企業実績の安定度。 市町村防災計画の策定又は改定支援業務の実績。	10
2	業務実施体制・業務実施工程管理		配置予定業務処理責任者の実務経験、履行実績、保有資格の有無などにより本業務への取り組み体制は妥当か。 本業務を期間内に完了できる実現可能な作業スケジュールか。	10
3	企画力	関係法令の理解	災害対策基本法、防災基本計画、北海道地域防災計画等関係法令や各種計画の最近の動向を踏まえた提案がなされているか。	5
4		現状把握等	浦幌町の地域特性や想定される災害、防災上の課題について理解し、本業務に反映させるような提案がなされているか。 現行の地域防災計画を踏まえ、本業務の取組方法について具体的な提案がなされているか。	15
5		仕様書との整合性	仕様書に示された業務内容が漏れなく提案がなされているか。	5
6		防災諸課題の整理	近年の大規模災害（平成28年の熊本地震や北海道豪雨災害）における被災自治体の課題を踏まえた提案がなされているか。 自助・共助・公助による行政、関係機関、町民が果たすべき役割を意識した提案がなされているか。 男女共同参画や多様性配慮の視点を意識した提案がなされているか。	15
7	計画改定	改定項目の検討及び改定手法	改定項目の検討手法、改定手法が妥当か。	10
8		防災会議・パブリックコメント実施支援	支援方法が妥当か。	5
9		概要版等	概要版及び住民啓発用小冊子について、具体的かつ明瞭な提案がなされているか。	5
10	プレゼン力	説明力・説得力・ヒアリング応答性	プレゼンテーションにおいて、提案内容の説明が分かりやすく論理的なものとなっているか。 ヒアリングにおける応答性が高いかどうか。	10

No.	選定基準	評価基準	配点
11	見積書（価格点）	配点×最低見積金額÷見積金額（小数点以下四捨五入）	10
合 計			100

2 選定基準の評価ランク及び係数

- (1) AからFまでの6段階評価とします。6段階評価の目安とし、浦幌町で想定している一般的な提案は、C評価とします。
- (2) 各選定基準の配点に、評価係数を乗じて得た額を評価点とします。ただし、見積書（価格点）を除く。

評価 ランク	評価視点	評価 係数
A	非常に優れている／高度の能力を有している	1.0
B	優れている／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である（浦幌町の想定する提案）	0.6
D	やや劣っている／能力が若干乏しい	0.4
E	非常に劣っている／任せることが不安	0.2
F	内容がない（記述がない）	0.0

浦幌町地域防災計画改定支援業務仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、発注者が受注者へ委託する「平成30年度 浦幌町地域防災計画改定支援業務（以下「本業務」という。）」に適用する。ただし、公募型プロポーザルにより本業務の受託候補者が決定し、委託契約を締結する場合は、受託候補者の企画提案内容等により本仕様書の一部を変更する場合がある。

2 業務の目的

本業務は、災害対策基本法、国の防災基本計画、北海道地域防災計画その他の関連法令及び計画、平成28年の熊本地震や北海道豪雨災害などの各種災害による教訓等を踏まえ、浦幌町の地域特性などを把握した実行性の高い浦幌町地域防災計画（資料編を含む）に改定することを支援するものである。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで

4 提出書類

本業務について受注者は、速やかに発注者に次の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 着手時
 - ① 業務実施計画書
 - ② 業務工程表
 - ③ 業務処理責任者届（報告のみで可）
- (2) 完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品

5 業務実施計画

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては契約締結後1週間以内に「業務実施計画書」を発注者に提出し、かつ、その内容を説明して発注者の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の様式は、発注者及び受注者協議のうえ定めることとする。
- (2) 受注者は、業務実施計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに発注者に報告し、発注者の承諾を得なければならない。

6 業務処理責任者

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり業務処理責任者を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、業務処理責任者を変更したときも同様とする。

- (2) 業務処理責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。

7 受注者の責務

- (1) 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜発注者に報告すること。
- (3) 本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

8 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合については、発注者及び受注者協議のうえ、対応するものとする。

9 損害の賠償

本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者がこれを負うものとする。

10 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な資料は、発注者がこれを受注者に貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとし、不要になった場合は直ちに返却すること。

11 業務の打合せ

本業務期間中、受注者は、発注者と緊密な連絡を保ち作業をすること。業務打合せを実施した際は、打合せ終了後速やかに打合せ記録を発注者に提出すること。

12 秘密の保持

受注者は、本業務上で知り得た事項については、その一切を他に漏らしてはならない。

13 個人情報の保護

受注者は、浦幌町個人情報保護条例（平成13年浦幌町条例第20号）等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

14 検査

受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本

業務は、発注者の検査合格をもって完了とする。

15 成果品の瑕疵

業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

16 成果品の帰属

本業務において、作成した成果品等は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

17 学識者への意見聴取

必要に応じて学識者の意見を参考とする。なお、学識者に対する助言の必要性については発注者及び受注者が協議を行ったうえで決定することとし、学識者への指導依頼の手続き、それに係る諸費用負担については、受注者が行うものとする。

18 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

第2章 業務内容

1 浦幌町防災体制見直し資料の作成

国・北海道・防災関係機関の組織体制、名称、事務分掌等の変更を考慮したうえで、浦幌町の最新の庁内機構に対応したものとして、次の資料を作成する。

- (1) 浦幌町災害対策本部組織図（案）
- (2) 浦幌町災害対策本部事務分掌（案）
- (3) 配備動員基準（案）
- (4) 防災関係機関の業務の大綱

2 浦幌町地域防災計画（資料編を含む）の改定方針（案）の作成

庁内各課（所属）や防災関係機関が共通の認識を持つための基礎資料として、浦幌町地域防災計画の改定方針（案）を作成する。主な項目は以下のとおりとする。

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の体系
- (3) 主な改定ポイント（現行計画策定時以降、平成30年8月までの法律改正、国・北海道の防災対策の取組み・施策等の取り入れを含む。）
- (4) 現行計画と改定計画との記載項目比較一覧表

※男女共同参画の視点や多様性配慮の視点が反映できる取組みを行う。

3 浦幌町地域防災計画（資料編を含む）素案の作成

上記の検討結果を踏まえ、地域防災計画素案を作成する。地域防災計画の構成については、北海道の計画、現行の浦幌町の計画等を考慮し、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

4 浦幌町地域防災計画（資料編を含む）素案の各課庁内調整支援

庁内各課（所属）との調整事務は発注者が行い、計画素案に対する各課（所属）からの意見及び資料について、発注者と協議のうえ、計画に反映させる。

5 パブリックコメント等実施への支援

庁内調整の終了した計画素案について発注者が行うパブリックコメントの実施を支援し、結果を素案に反映させる修正を行う。

6 浦幌町地域防災計画案（本文・資料編）の作成

必要な補修正を行い、地域防災計画案（本文・資料編）を作成する。

7 防災会議の運営支援

防災会議の会議資料（電子データ）の作成を行うとともに、必要に応じ会議に出席するものとする。

8 住民啓発用小冊子の納入

万一大震災が発生した際、住民がどのように行動し、何を基準に避難所に避難するのか。そして、大震災発生後の3～5日間をいかに生き抜くのかを分かりやすく解説した小冊子を作成し納入する。

9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画（本編・資料編） 1部
- (2) 地域防災計画策定要旨 1部
- (3) 地域防災計画概要版（A3版 4ページ程度） 1部
- (4) 住民啓発用小冊子（A5版 32ページ程度） 2,500部
- (5) 上記(1)～(3)の電子データ（Microsoft Word型式及びPDF型式）